

独立行政法人情報通信研究機構の役員に対する

報酬等の支給の基準

- 1 役員に対する報酬及び退職手当は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等及び業務の実績等を考慮して理事長が定めるものとする。
- 2 常勤役員の報酬は、本給、特別調整手当、通勤手当及び特別手当とする。
- 3 役員の本給は、月額とし、次の各号に掲げる役員に対し、それぞれ各号に定める額を支給する。
 - (1) 理事長 一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表8号俸以内で別に定める額
 - (2) 理事 一般職給与法の指定職俸給表3号俸以内で別に定める額
 - (3) 監事 一般職給与法の指定職俸給表3号俸以内で別に定める額ただし、その者の業務の実績に応じ理事長が特に認める場合には、これを超えて定めることができる。

なお、この基準の改正の前日から引き続き機構の役員として役員報酬を受けていた役員（非常勤であるものを除き、新たに任命した役員のうち、任命の事情を考慮する必要のあるものを含む。）で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員については、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給することができる。
- 4 特別調整手当及び通勤手当は、一般職給与法の規定に準じて支給する。
- 5 特別手当は、役員が基準日現在に受けるべき本給及び特別調整手当の月額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法に定める支給割合を乗じて得た額を基礎額として、別に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の業務の実績に応じ、これを増額し、または、減額することができる。
- 6 非常勤役員報酬は、一般職給与法第22条第1項に規定する額以内で別に定める額を支給する。ただし、その者の業務の実績に応じ理事長が特に認める場合には、これを超えて定めることができる。
- 7 役員の退職手当の額は、在職期間1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額を基準とし、総務省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。なお、非常勤役員には、退職手当は支給しない。
- 8 特別手当及び退職手当の支給の差し止め等については、一般職給与法の規定に準じる。